

令和5年3月第1回八街市議会定例会会議録（第7号）

1. 開議 令和5年3月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 木村 由希子
- 2番 小山 昌広
- 3番 栗林 澄恵
- 4番 木内 文雄
- 5番 新見 準
- 6番 小川 喜敬
- 7番 山田 雅士
- 8番 小澤 孝延
- 9番 角 麻子
- 10番 小菅 耕二
- 11番 木村 利晴
- 12番 石井 孝昭
- 14番 山口 孝弘
- 15番 小高 良則
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 林 政男
- 20番 鈴木 広美

1. 欠席議員は次のとおり

- 13番 林 修三

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	大木俊行
総務部	長	片岡和久
市民部	長	中込正美
福祉部	長	吉田正明
健康子ども部	長	井口安弘

経 済 環 境 部 長	相 川 幸 法
建 設 部 長	市 川 明 男
会 計 管 理 者	渡 邊 洋 一
財 政 課 長	和 田 暢 祥
水 道 課 長	古 西 弘 一

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	田 中 和 彦
総 務 課 長	湯 浅 孝 史
企 画 政 策 課 長	飯 田 英 二
市 民 課 長	中 澤 ゆかり
健 康 増 進 課 長	小 山 田 俊 之
都 市 計 画 課 長	戸 村 哲 雄

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 部 長	土 屋 武 志

・連絡員

教 育 総 務 課 長	秋 葉 忠 久
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 川 正 一
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 孝 史
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	梅 澤 孝 行
副 主 幹	佐 藤 竜 一
主 査	嘉 瀬 順 子

主 査 安 見 里 香  
主 任 主 事 今 関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第4号）

令和5年3月16日（木）午前10時開議

日程第1 議案の上程

議案第19号及び議案第20号

提案理由の説明

日程第2 議案第1号から議案第15号及び議案第17号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第19号及び議案第20号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、本日の欠席の届出が林修三議員よりありました。

次に、各常任委員会及び特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第19号及び議案第20号の提案理由の説明を求めます。

## ○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました案件は、令和4年度八街市一般会計補正予算及び令和5年度八街市一般会計補正予算の合計2件でございます。

それでは、各議案ごとにご説明いたします。

議案第19号は、令和4年度八街市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

これは八街南中学校の自動火災報知機交換工事のため、必要な予算の補正を行うほか、自動火災報知機交換工事及び実住小学校の給食用エレベーター改修工事について、本年度中の事業の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

この補正予算は既定の予算に166万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を265億3千664万4千円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金が166万1千円の増でございます。歳出につきましては、教育費が166万1千円の増でございます。また、繰越明許費の設定につきましては、小学校施設整備事業費として限度額2千464万円を、中学校施設整備事業費として限度額166万1千円を、それぞれ追加するものであります。

議案第20号は、令和5年度八街市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議会におきまして、令和5年度八街市一般会計予算を提案させていただいているところでございますが、今回追加提案いたしました補正予算は、マイナポイントが申請期限を迎えるにあたり、申込支援窓口の混雑が予想されることによる支援体制の継続のほか、新型コロナウイルスワクチン接種について、国から方針が示されたことによる接種体制等の整備や、市営住宅（長谷団地）の屋上防水シートの修繕工事を行うため、必要な予算の補正を行うものであります。

この補正予算は令和5年度八街市一般会計予算の議決後の見込額に6億4千66万5千円を

増額し、歳入歳出予算の総額を245億3千66万5千円とするものでございます。歳入につきましては国庫支出金が6億2千794万円の増、繰入金が1千272万5千円の増でございます。歳出につきましては、総務費が816万1千円の増、衛生費が6億1千977万9千円の増、土木費が1千272万5千円の増でございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第19号及び議案第20号に対する質疑、討論、採決は、本日の日程第3で行います。

日程第2、議案第1号から議案第15号及び議案第17号を一括議題といたします。

常任委員長及び特別委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長。

#### ○石井孝昭君

総務常任委員会に付託されました案件8件につきまして、去る3月1日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告を申し上げます。

議案第2号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、健康保険法施行令等の改正により、出産育児一時金が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「出産育児一時金を42万円から50万円に引上げ、8万円の増額となる。現在、出産費用は増加傾向と聞いているが、八街市での出産費用はどのくらいかかっているのか、把握しているのか」という質疑に対して、「1月末現在の本市での出産費用は、1件当たり54万6千円ほどかかっています。50万円よりも高い金額がかかっていることは把握しています」という答弁がありました。

次に、「出産率が下がってきており、大変低い状況で、出産費用が高過ぎるという声も聞いている。せっかく50万円に引き上げても、出産する世帯では間に合わない状況について、どう考えるか」という質疑に対して、「病院によって、金額にかなり差があることもあります。ご家庭でも金額について考えていただいて、病院を選んでいただくのも1つだと思います」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、課税限度額が引き上げられたことを受け、本市の国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「国民健康保険の被保険者に係る税負担の公平性を維持する

ために引上げをすることだが、税負担の公平性の維持とは」という質疑に対して、「所得の多い方に、より多く負担してもらうということを考えています」という答弁がありました。

次に、「この10年間で限度額は32.4パーセント引き上がっており、これは所得の1割を超える重い負担になっている。この物価高騰のもと、なぜ今引き上げるのか」という質疑に対して、「今回の引上げについては、県内54団体中44団体は令和4年度に引き上げており、残りの10団体は令和5年度以降の実施となる予定です。本市は毎回1年遅れで引上げをしており、今回も同様の判断をしています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「国民健康保険の保険税課税の限度額、医療分を63万円から65万円に、後期高齢者支援分を19万円から20万円に、介護納付金分は17万円に据置きするというものですが、総額102万円となり、10年間で32.4パーセントもの引上げとなります。国保税が最高額で100万円を超えること自体が異常なことです。今回の限度額の改定で455万円の増収となりますが、国民健康保険の被保険者の間で負担割合を変えることで国保の構造的欠陥を補うことはできず、抜本的解決にはなりません。

八街市だけではなく、多くの自治体の国保財政は国保加入者だけの努力では解決できない状況に追い込まれています。国が削減した分を元に戻さないまま、国保加入者の限度額を引上げ、負担を背負わせることは認められません。全国知事会・市長会が、国保財政の危機を打開する道は国が抜本的な財政措置を講じることだとし、1兆円規模の公費負担を求めています。実現に向けてさらなる取組を強く求め、反対討論とします。」

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費、3款民生費の内1項5目、8目及び9目、4款衛生費の内1項7目、第2表繰越明許費補正1追加の内4款衛生費の内1項保健衛生費及び8款消防費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「土木費国庫補助金の道路橋りょう費の内容は」という質疑に対して、「国の2次補正により執行を予定するもので、五区1号線の道路改良工事、三区40号線のグリーンベルトを1キロメートル程度、市道210号線の歩道整備工事を予定しています」という答弁がありました。

次に、「令和4年度末の財政調整基金の残高は」という質疑に対して、「令和4年度の財政調整基金の現在高は約23億3千430万円です。令和5年度当初予算の財政調整基金繰入金額は約7億9千900万円であるため、令和5年度当初の残高については約15億3千万円程度になると考えています」という答弁がありました。

次に、「デジタル基盤改革支援補助金の事業内容と減額理由は」という質疑に対して、「この補助金は、住民基本台帳や税情報など、各団体が独自に構築しているシステムを国が統一して経費の節減や事務効率の向上を図るもので、10分の10の補助です。これは、市が独

自に作っている、いわゆる外字と呼んでいるものを全国統一の文字に置き換える作業を予定していましたが、国からの仕様の情報提供が遅れたため、令和5年度に事業を遅らせる関係で減額補正し、令和5年度に改めて計上するものです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「ふれあいバス運行事業費の委託料が増額になっている理由は」という質疑に対して、「これまで、バスの運行会社に国の補助金が直接交付されていましたが、今年度から、地域公共交通協議会から市の会計を通して委託料として支出することによる増額です」という答弁がありました。

次に、「市長選挙費と市議会議員補欠選挙費について、市長選挙費が当初よりも43パーセント減ということだが、その半分近くが一般職員の手当の減額となっている。この理由は」という質疑に対して、「当初、見積りをした時点では、候補者の数が多い想定で見積もっていましたが、候補者が2名であったことから事務量が減ったことによる減額です。市議会議員補欠選挙も同じ理由です」という答弁がありました。

次に、「市長選挙、市議補欠選挙は、それぞれ当初は何名の候補者で見積もっていたのか」という質疑に対して、「市長選挙、市議補欠選挙ともに、それぞれ5名ずつを想定していました」という答弁がありました。

次に、歳出3款では、「国民年金システム改修業務の内容は」という質疑に対して、「年金手帳の発行に関するシステム改修を行う予定でしたが、システム管理課で対応したことにより、システム改修費が必要なくなったことによる減額です」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「投資及び出資金の令和4年度の霞ヶ浦への出資金は幾らか」という質疑に対して、「令和4年度は390万円です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「歳入繰入金の出産育児一時金繰入金の確定による減額との説明があったが、当初予算での予定人数と実際に支給された人数は」という質疑に対して、「当初見込みが70件で、決算見込みが54件です」という答弁がありました。

次に、「保険給付費の葬祭費の当初予算での予定件数と実際に支給された件数は」という質疑に対して、「当初予算見込みが139件で、決算見込みが129件です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「後期高齢者医療広域連合納付金の説明の中で、保険料が増額になったとの説明があった。保険料の増額はどの程度か」という質疑に対して、「特別徴収分が132万6千円の減額、普通徴収分が3千465万円の増額となっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「令和5年度の被保険者数はどのくらい見込んでいるのか」という質疑に対して、「1万9千268名を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「滞納繰越分の収納率はどのくらい見込んでいるのか」という質疑に対して、「15.5パーセントを見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「令和5年度は、現年分と滞納繰越分を合わせて、どのくらいの収納率を見込んでいるのか」という質疑に対して、「63.11パーセントを見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「国民健康保険税が支払えない世帯への資格証明書や短期保険証を発行するペナルティーについて、発行しない自治体が増えてきているが、本市の考えは」という質疑に対して、「担当は日々、収納に努力しています。市民の皆様の相談を丁寧に拝聴しながら努力するのが基本的な考え方です」という答弁がありました。

次に、「電算共同処理業務の内容は」という質疑に対して、「これは、国保連合会に均等割、審査支払手数料等の計算を委託するものです」という答弁がありました。

次に、「1回の納付額を減らし、支払いやすい環境をつくるため、納付回数を増やす検討はされたのか」という質疑に対して、「納付回数を現在の8回から増やすことについてはシステムの改修等の必要があり、国保財政など、全体的なことを含めて計画的に検討します」という答弁がありました。

次に、「新規事業の第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画策定支援業務の内容は。また、委託しなければならない事由は」という質疑に対して、「この委託費については、レセプトデータの処理費用や特定健診データの処理費用など、今後のデータヘルス計画を作成していく上で、本課の保健師を中心に作業を進めていきますが、データ等の集計などが課内だけでは難しいため、委託するものです。第4期特定健康診査等実施計画の策定も同様に、本課の職員が中心となり、委託業者とともに冊子を作っていくという業務です」という答弁がありました。

次に、「糖尿病性腎症重症化予防事業の内容は」という質疑に対して、「これは、糖尿病が重症化しそうな数値の方等をピックアップし、重症化の予防に努めるように病院の受診を勧奨していくプログラムです。令和4年度は未治療者の予防プログラムとして、令和5年度は、そこから1つ先に進み、治療者予防プログラムとして、さらに先の段階のプログラムを組んでいます」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「新型コロナウイルスや物価・燃油高騰に、高過ぎる国保税は払いきれないと、新たな怨嗟の声が上がっています。国保税の中で1世帯当たりの税率を決める平等割は、印旛郡市では最高の3万2千円となっており、払える国保税への見直しとともに、令和4年度から始まった未就学児均等割の減額に対し、令和5年度は保険税繰入金468万7千円の計上となっています。収入のない子どもにも均等割を賦課しており、高校生までの均等割をなくすことを求めます。



本市の国保加入世帯1万2千975世帯のうち、滞納世帯数は1千302世帯、医療費を全額自己負担の資格証明書発行数は342世帯、短期被保険者証の発行数は1千68世帯です。資格証明書の発行を受けた世帯の約9割、短期保険証では約7割が、200万円以下の世帯であり、低所得者の世帯に対し、悪徳滞納者として資格証明書を37年前から、短期保険証は24年前から発行し、ペナルティーを課してきましたが、国保税の収納率は上がっていません。失業や病気、事業の不振などで国保税を払えなくなった加入者に行政が追い打ちをかけ、さらなる貧困にたたき落とすようなことがあってはなりません。

国民健康保険税滞納者への短期保険証・資格証明書の発行をするか、しないかは市町村の判断でできます。既に自治体判断で、短期保険証、資格証明書の発行取りやめに取り組んでいる横浜市では、法や政府の国会答弁、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だと述べ、意図的に払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになるとしています。支払いが困難な市民に対し、ペナルティーを課すのをやめ、市民が健康で生活していくための支援をすることを求めます。

また、保険税の延滞金3千100万円が計上されています。大半の未納・滞納世帯は、払わないのではなく、払えないというのが実態です。未納・滞納者に対し、国保税に加え、延滞金の徴収は現実的ではありません。高過ぎる保険税に延滞金加わり、支払いを求めることにより、基準生活費を下回り、暮らしが成り立たなくなるのは本末転倒であり、解消すべきです。延滞金を徴収していない自治体では、条例で徴収されるものとされているが、滞納者は失業や低所得による生活困窮者であることが多く、延滞金加算の実施は滞納被保険者への負担増となり、保険料本体の納付をさらに困難にすることが考えられるため、延滞金減免の運用をしているとしています。世帯所得の低さが、被保険者資格証明書の交付につながっていることは明らかであり、市がいつまでも放置すべきではありません。

国保財政の運営については、新年度も県支出金で保険者努力支援分3千700万円が計上されています。各自治体の国保財政の法定外繰入削減、保険税収納率、給付適正化等の努力に対して交付金を増減するもので、国保運営を大きくゆがめています。自治体の国保財政に対する自主判断を抑え付ける制度です。県支出金となっていますが、国の制度であり、適正な国の補助金の交付を求めていくことが必要です。」

賛成討論が次のようにありました。

「本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や就業構造の変化、多様化に伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少傾向にあり、国保運営の根幹である保険税は減少しています。一方で、高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は今まで以上に厳しい状況が続いていると思われま。

令和5年度国民健康保険特別会計予算では、保険税は未就学児の均等割保険税減額措置実施に伴う減収があり、令和4年10月から実施された社会保険適用拡大に伴う国保被保険者の流出による減収をもたらし、74歳国保被保険者の後期高齢者医療制度への移行等に伴う国保被保険者の減少による減収など、令和4年度当初課税額より6千927万7千円の減少を

見込んでいます。一方で、国保被保険者の減少に反し、一般被保険者療養給付費は令和4年度予算より4千123万7千円増の51億1千208万7千円、一般被保険者高額療養費は令和4年度予算より2千363万円増の8億1千433万3千円を見込んでおり、厳しい国保運営が伺えます。

こうした中、保険事業においては、人間ドック助成金や特定健康診査の受診率向上に向けた、人工知能を活用した健診未受診者に対する受診勧奨事業の推進や、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業の推進や、糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業の推進、30歳代の若年層を対象とした生活習慣から生じると思われる疾病の早期発見、早期治療につなげるための集団健診の実施や保健事業の指針となる第3期データヘルス計画など、国保被保険者の健康増進や将来の国保運営を見据えた予算編成となっています。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う大切な制度であることから、安定した制度とするため、千葉県と連携して国民健康保険事業の運営にあたり、保険事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に向け、今まで以上に取り組んでいただくことを要望し、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成いたします。」

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「長寿・健康増進事業補助金の内容は」という質疑に対して、「全額、人間ドックの受診の助成です。内訳は、人間ドック75件、脳ドックと人間ドックの併用ドック35件、脳ドックのみ5件を計上しています」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険へ移行する者が大変多くなり、歳入の保険料の増との説明があった。特別徴収保険料を納める扶養者は全体でどのくらいなのか。また、普通徴収保険料を納める保険者数は」という質疑に対して、「前年度の特別徴収と普通徴収の比率により、令和5年度分は特別徴収が56.9パーセント、普通徴収が43.1パーセントで計上しています」という答弁がありました。

次に、「前年度滞納繰越分162万円が計上されている。この根拠は」という質疑に対して、「調定見込額を810万円とし、目標収納率20パーセントから計算しています」という答弁がありました。

次に、「保険基盤安定繰入金について、前年度から763万1千円の増額となっている。軽減者のそれぞれの割合は」という質疑に対して、「割合は不明ですが、7割軽減が4千203人、5割軽減が1千246人、2割軽減が1千180人。保険者数9千800人程度のうち、軽減を受けるのは68パーセント程度です」という答弁がありました。

反対討論が次のとおりありました。

「15年前に導入された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区切った制度で、うば

捨て山の制度と、国民の大きな怒りと世論が、ときの政権に保険料の特例軽減制度を導入させました。しかし、制度発足後、9年目の2017年度から低所得者等の均等割軽減の縮小・廃止が進められてきました。と同時に、この10年間の公的年金は実質6.7パーセント減額となっているところ、昨年10月からは後期高齢者医療費が、単身で200万円以上、2人世帯で年収320万円以上の方の窓口2割負担が導入され、高齢者への負担が一層重くのしかかっています。コロナ禍の、とりわけ感染リスクの高い高齢者にとって、受診抑制につながるようなことがあってはなりません。2割負担は中止するよう、国に求めるべきです。

延滞金については、国保と同様、大半の未納・滞納世帯は払わないのではなく、払えないというのが実態です。延滞金徴収によって、さらに生活が追い詰められることは必至です。滞納せずに納付できるよう、丁寧な対応で生活再建や分納相談をさらに拡充されるとともに、県・後期高齢者連合に対し、延滞金をなくすための条例改正を求めることが必要です。」

賛成討論が次のとおりありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされ、平成20年度の創設以来、国民に定着した制度です。八街市の被保険者数は令和5年1月末で9千844人となり、団塊の世代が後期高齢者へ移行となる令和7年にかけて増加し、これに伴う医療費の増加が今後の大きな課題でもあります。

令和5年度の予算では、歳入の後期高齢者医療保険料が前年度比3千567万3千円増の6億2千955万3千円、歳出の後期高齢者広域連合納付金が前年度比4千330万9千円増の8億1千382万5千円となっています。八街市は広域連合と連携して、高齢者の医療費の削減や健康保持のため、人間ドック等の助成の予算を確保するとともに、一般会計から生活習慣病予防教室や中高年のためのリズム教室、ストレッチ&栄養講話、在宅訪問歯科診療などの健康事業を行っています。また、健康状態が不明な高齢者の状況把握と、必要とするサービスへの接続を図る高齢者の保険・介護予防一体的実施事業の取組を行っています。

窓口負担割合の改正で、被保険者証の負担区分が1割の方のうち一定以上の所得がある方は窓口負担が2割となりました。少子高齢化に対応し、後期高齢者の負担能力に十分に配慮しながら、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来へつないでいくためと理解していますが、被保険者である高齢者の方々をはじめ、市民にご理解いただけるよう、十分な広報活動などを広域連合と連携して行うよう、要望いたします。

その上で、本予算の執行にあたっては、対象者である高齢者の生活実態の把握が大切です。後期高齢者医療保険料を被保険者に確実に納めていただけるように、丁寧な対応と、医療費の削減のため、創意工夫し、新たな取組等を調査研究していただき、高齢者が元気に生きがいを持って生活を送れる八街市となるように、今後も千葉県や広域連合との連携を図りながら、医療制度が持続可能となることを期待いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第17号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、国民健康保険法施行令の改正により、低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準及び2割軽減の基準のそれぞれにおいて、被保険者数に乗ずる金額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「この軽減措置により、どのくらいの世帯、被保険者数が見込まれるのか」という質疑に対して、「医療保険分、後期高齢者支援分は、5割軽減判定が33世帯の増、2割軽減が52世帯の増。介護納付分は、5割軽減が16世帯の増、2割軽減が18世帯の増。全体で85世帯が対象となり、影響額は274万6千400円を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「全体では被保険者の中で5割、2割軽減世帯は何世帯で、それが全体の何割を占めるのか」という質疑に対して、「全体では、医療保険分と後期高齢者支援金分が、世帯数で1千659世帯から1千692世帯、全体の13.6パーセント。2割軽減が1千343世帯から1千395世帯、全体の11.02パーセント。介護納付金支援金分が629世帯から645世帯。2割軽減が474世帯から492世帯に増となります」という答弁がありました。

次に、「この軽減を受ける総世帯数は」という質疑に対して、「軽減を受ける世帯が全体で60.18パーセントから60.88パーセントに増えます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

#### ○議長（鈴木広美君）

ただいま総務常任委員長の審査報告がございましたが、幾つかの訂正と修正を行う作業があります。それを確認した上で再開いたしますので、ここでしばらく休憩いたします。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時57分）

#### ○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前の総務常任委員長の報告の訂正と修正箇所の確認が取れましたので、総務常任委員長より報告いたします。お願いいたします。

#### ○石井孝昭君

先ほどの委員長報告で、議案第3号の中で賛成全員と申し上げましたが、賛成多数の誤りです。

次に、議案第4号の中で賛成多数と申し上げましたが、賛成全員の誤りでございました。

最後に、議案第11号、賛成全員と申し上げましたが、賛成多数の誤りでした。  
訂正して、おわびさせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で、総務常任委員長の報告を終了します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長。

○小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、生活に困窮する外国人へのオンラインによる医療扶助資格確認を行うにあたり、マイナンバーの独自利用ができるように、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「この条例が指す外国人の定義とは」という質疑に対して、「日系3世などの定住者、在住期間が無期限の永住者、日本人の配偶者、特別永住権を持つ方や難民等が対象です。留学や就労に制限がある在留資格の場合は対象外です」という答弁がありました。

次に、「困窮する外国人の定義は」という質疑に対して、「生活保護法の適用基準に準じています」という答弁がありました。

次に、「外部との連携は、年金機構のほか、どこで行うのか」という質疑に対して、「医療扶助オンライン資格確認のため、社会保険診療報酬支払基金と連携します」という答弁がありました。

次に、「外国人に対する生活保護の審査はどのようにされるのか」という質疑に対して、「本人からの申請により市が決定し、決定後は県に報告しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内1項5目、8目及び9目を除く歳出3款民生費、1項6目及び

7目並びに2項を除く4款衛生費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款では、「障害者福祉費の扶助費について、利用者が増加したとの説明があったが、どのくらい利用者が増加したのか」という質疑に対して、「障害介護給付費について、令和5年3月現在、障害福祉サービス決定者は637名、昨年の同じ時期と比べると38名増加しています。障害介護給付費については、就労継続支援B型の利用者が昨年と比べて増えています。施設についても、2施設が今年度中にできていることから、利用者が増えています。障害児通所給付費についても、令和4年度中、5月と12月に、放課後デイサービス事業所と児童発達支援事業所が開所しました。そのほか、もう1か所の事業所が開所し、全部で3か所が開所したため、利用者が増加したことが要因と考えています」という答弁がありました。

次に、「基幹相談支援センター相談業務の内容は。また、60万円の増額の理由は」という質疑に対して、「障がいがある方や、その家族の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的役割を担う機関です。増額の理由は、相談者が増えたことによります」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業について、1千900万円の減額となっている。令和3年度と比較すると、この事業はどういう状況だったのか」という質疑に対して、「これは令和3年7月から開始された事業で、令和3年度は、初回分として106世帯、再支給が49世帯で、延べ430か月分、3千484万円を支給しました。令和4年度は12月末時点で、初回分として39世帯、再支給が41世帯で、延べ210か月分、1千608万円を支給しています」という答弁がありました。

次に、「強度行動障害加算事業補助金が当初予算から約半額の減額補正だが、この事業の利用者数は」という質疑に対して、「この事業は、当初予算を計上する時点では2名で積算していましたが、1名で決定されたので、1人分は減額補正しました」という答弁がありました。

次に、「子育てのための施設等利用給付事業が減額になっている理由は」という質疑に対して、「この事業は、預かり保育事業や認可外保育施設利用給付事業など、複数の事業がありますが、当初見込んでいたよりも人数が少なかったため、決算見込みに基づき不用額を減額しています。具体的には、預かり保育は当初の75名から72名、一時預かり事業は当初の12名から見込みで3名、認可外保育施設利用給付事業は当初の22名から11名の利用でした」という答弁がありました。

次に、「日常生活用具給付費について、100万円の増額の内容の主なものは」という質疑に対して、「排泄管理支援用具ストーマの装具、紙おむつが主なものです」という答弁がありました。

歳出4款では、「保健推進員について、現在何名なのか」という質疑に対して、「40名の定員に対して、市で働きかけをし、昨年度の15名から19名に増えた状況です」という答弁がありました。

次に、「健康増進事業費について、633万円の増額だが、これはどのような内容なのか」という質疑に対して、「これは、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、結核検診、子宮がん検診等の検診業務です。この予算を精査したところ、不足が生じるため、増額したものです」という答弁がありました。

次に、「健康診断の件数が増えたとのことだが、どの程度増えたのか」という質疑に対して、「今回の増額分については、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診で2千名程度と考えています」という答弁がありました。

歳出9款では、「公民館費の貯水槽維持管理業務について、高架水槽があるのか」という質疑に対して、「受水槽があるので、その年間の管理費です」という答弁がありました。

次に、「スクールバスの借上料の確定及び警備員の確定について、減額の理由は」という質疑に対して、「日数の変更等により、最終的に子どもたちの登校の日数等で金額が決定したところですよ」という答弁がありました。

次に、「特別支援教育就学奨励費30万円の減額の内容は」という質疑に対して、「特別支援教育学級に在籍する児童・生徒の就学奨励費ですが、申請を辞退するご家庭があったり、この奨励費ではなくて準要保護で申請しているご家庭もあるため、減額となっています」という答弁がありました。

次に、「体育振興費の減額補正の内容は」という質疑に対して、「郡市民スポーツ大会が7月に開催されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市から出場する競技で5競技が見送られたため、その分の活動補助金の支出が減少したことにより減額しています。また、小出義雄杯八街落花生マラソンの補助金150万円の減額については、マラソン大会の運営自体が参加ランナーのエントリー料や協賛金、市の補助金が財源となっています。それらを活用して大会を運営した中で、運営費に余剰金が発生しましたので、返還する形を取ったものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、令和5年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「前年度と比較して第1号被保険者数は」という質疑に対して、「令和4年度の2万1千173人に対して、令和5年度の予算編成においては2万1千554人で計算しています」という答弁がありました。

次に、「令和5年度の収納率の見込みは」という質疑に対して、「令和5年度の予算編成においては、収納率97.92パーセントで計算しています」という答弁がありました。

次に、「包括的支援事業費について、配食サービス業務の利用見込数は」という質疑に対して、「令和3年度実績で、209人で6千797食です。令和4年度は利用者数と食数が増えており、令和4年度の実績を参考に、食数1か月670食の12か月分で、8千40食を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「令和5年度の介護保険の国庫負担金について、全国市長会で国の負担の増額を要望しているのか」という質疑に対して、「かねてより、被保険者の負担を最小限に抑えつつ、

将来においても持続可能な介護保険制度の実現に向けての検討をしているところです。その中で、低所得者に対する保険料や利用者の軽減策については、全て国の責任において、財政措置を含めて総合かつ統一的な政策を講じることを、全国市長会で国に重点要望として提言しています」という答弁がありました。

次に、「介護予防・生活支援サービス事業費の中の短期集中サービス業務の内容は」という質疑に対して、「令和4年度の新規事業で、モデル事業として実施しています。3か月の短期集中の間に、要介護度が軽い方、要支援もしくは要支援に至らない方、病気等で一時的に状態が落ちた方など、短期間、リハビリの専門職の方に関わっていただき、サービスを使う以外にどのように自分の状態を維持しながら生活するかを支援する事業です。対象人数は30人で4クール、120人の予定で予算を組んでいます」という答弁がありました。

次に、「高額介護サービス費給付金について、令和3年8月から上限が14万円と9万3千円に変更となっているが、予算編成上の差異はあるのか」という質疑に対して、「当初予算を編成する上では特にありません」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「介護保険料収入は、昨年度と比較すると2千688万6千円の増額予算です。その保険財政の収入のうち、国庫支出金は僅か1千273万3千円の増額予算です。払える介護保険料を実現し、持続可能な制度にしていくためにも、国庫支出金を十分に増やしていく必要があると思います。繰入金については、低所得者介護保険料低減繰入金で保険料の減額が実施され、この間、収納率も上昇しています。介護保険料が下がれば、収納率も上がるということが示されています。そのためにも、ぜひ国庫負担の大幅引上げを全国市長会でも求めています。実現に向けてさらに努力していただきたいと思います。

歳出については、特定入所介護サービス等費について、入所者負担を軽減し、元に戻すことが必要です。入所が必要な人が誰でも入所できるようにしていただきたい。また、介護予防サービス中、短期集中サービス業務は本当に大切な業務だと思われま。令和5年度もしっかり実施していただくとともに、充実を求めます。配食サービス業務については、今は週1回ですが、これをせめて1回増やして、高齢者の方々の健康に配慮していただきたいと思います。持続可能な制度にするために、特に国庫負担を増やすよう、さらに求め、反対討論とします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「全国的に少子高齢化が進んでいます。八街市においては、令和4年3月末では高齢者人口が2万1千613人となり、人口に占める高齢者の割合は32パーセントになっています。要支援・要介護認定は3千81人となっています。令和3年12月末の3千5人から76人増加していますが、高齢化が進む中では抑えられていると思います。介護予防に尽力されている効果が出ていると思います。保険料については、近隣市と比較しても抑えられており、これは介護予防の効果が出ていると思います。高齢者が必要なサービスを十分受けるためには、令和5年度予算において3.3パーセントの増額は理解できます。



高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、その人の状態に適した生活支援等サービスの活用を支援すると、生活支援コーディネーターの理念にあります。八街市においても、介護事業の円滑な運営を図ることを目的に予算計上されています。また、増加する介護給付費の上昇を抑えるための取組として、要支援者の方を対象として、短期集中サービス事業を継続するための予算計上や、介護予防として運動、栄養、口腔機能低下予防等を目的とした介護予防教室や講演会の開催等、包括支援センターと生活支援コーディネーターが連携し取り組んでいくことで、高齢者支援を充実させるため、予算計上していると思います。

令和5年度は、第8期高齢者福祉計画の最終年となります。引き続き健全な財政運営と、高齢者が安心して暮らしていけるよう、介護予防など、責務を十分果たし、計画された施策を着実に進めていくよう要望します。また、第9期高齢者福祉計画、介護事業計画の策定に向けて、より一層きめ細かな介護サービスの提供を要望し、令和5年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

次に、山田雅士経済建設常任委員長の委員長報告を求めます。

**○山田雅士君**

経済建設常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る3月3日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正1追加の内4款衛生費の内2項清掃費及び7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款では、「水質対策事業費の地下水水質調査業務について、調査の結果、前回の結果との比較は」という質疑に対して、「隔年で調査を行っており、前回と今回ともに市の北部の60か所の井戸の調査を行いました。硝酸体窒素及び亜硝

酸体窒素が検出されたところは、令和2年度が17か所から令和4年度は22か所。亜硝酸体窒素単体では、令和2年度は1か所だったのが令和4年度は2か所。ヒ素は、令和2年度と令和4年度ともに2か所。臭気は、令和2年度は1か所、令和4年度は4か所。一般細菌、大腸菌は令和2年度と令和4年度ともに1か所。マンガンは令和4年度は検出なし。基準値を超えた井戸は、令和2年度は22か所、令和4年度は27か所という結果になっています。基準値を超過した井戸の所有者には、書面で指導しています」という答弁がありました。

次に、「住宅用省エネルギー設備等導入促進事業費について、実施状況は」という質疑に対して、「令和4年度における申請の内訳については、家庭用燃料電池エネファームは1基、定置用リチウムイオン蓄電池システムは31基の申請に対して補助金を交付しました。そのほか、電気自動車に対しても補助金を交付しています」という答弁がありました。

歳出5款では、「畜産業振興費について、自給飼料組合は市内の畜産業者による組合か」という質疑に対して、「市内の畜産農家3名で組織された組合です。内訳として、酪農2名、肉用牛1名の方で組織されています」という答弁がありました。

次に、「農業振興費の八街市農業元気アップ支援金について、案内の通知は1千23件に対して送り、利用された方は764件。4分の1が利用していないことについて、どう考えるか」という質疑に対して、「今回なるべく多くの農家の方に周知を行うため、金額を問わず、農業申告をしている方に対してプッシュ型として1千9通の申請書を送付しました。それとは別に14件の方が申し出たので、申請していただいています。事業の周知については、8月1日付で事業の案内のチラシと申請書を送付したほか、広報やちまた、市のホームページ、農業者向けメール配信での案内のほか、農協や商工会議所にチラシを設置してもらい、周知を行うなど、事業の周知を徹底し、なるべく多くの方に申請していただくように進めましたが、764件の方々の申請となりました。申請されなかった方は、ご自身の判断で申請されなかったものと考えています」という答弁がありました。

次に、「農業元気アップ支援金について、申請したが認められなかった例は」という質疑に対して、「1件だけ、書類の不足で、どうしても提出していただけなかったため、本人了承のもと、交付できませんでした」という答弁がありました。

歳出6款では、「商店会街路灯電灯料補助事業補助金について、街路灯はLED化された上での金額なのか」という質疑に対して、「現在、8商店会の街路灯の総数は431基です。そのうち、374基がLED、残る57基が水銀灯ですので、ほぼLED化されている状況です」という答弁がありました。

次に、「残っている水銀灯は、今後LED化していくのか」という質疑に対して、「過去にはLEDへの切替えの国の補助金がありましたが、タイミングを過ぎてしまったため、商店会の都合もあり、年々少しずつLED化を進めています」という答弁がありました。

歳出7款では、「道路安全対策事業費について、事業が実施できなかったとのことだが、その理由は」という質疑に対して、「事業採択の条件として、伐採後に新たにその土地に植える樹木は10年間触れなかったり、土地の転用ができなかったりといった規制があり、地権

者の同意が得られませんでした」という答弁がありました。

次に、「道路安全対策事業費について、3年前の台風のこと踏まえ、市道沿いの森林の整備に対する今後の市の考えは」という質疑に対して、「この場所のほか、対応した方がよい場所について調査しましたが、この事業の採択条件に合致する場所が今回の場所以外にありませんでした」という答弁がありました。

次に、「都市計画総務費の住宅耐震化促進事業費の減額について、予算は何件の申請を見込み、実際に耐震診断されたのは何件か」という質疑に対して、「耐震診断は当初10件に対して実績4件、耐震改修は当初5件に対して実績2件、危険ブロック塀除却は当初10件に対して実績は3件でした」という答弁がありました。

次に、「道路境界確定費の減額について、境界を確定しなければいけない道路はどのくらい残っているのか」という質疑に対して、「今回の減額に係る業務は、新たに道路改良により道路を拡幅したり、路線を廃止したり、赤道を払い下げたりなど、道路形態が変わったものについて、台帳を補正していく業務ですので、道路の変更があるたびに発生する業務です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「追加工事の内容は」という質疑に対して、「今回の追加工事は、令和5年度分の工事の前倒しです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「動力費の増額の内容は」という質疑に対して、「ポンプの運転に伴う電気代について、昨今の電気代の高騰分です」という答弁がありました。

次に、「企業債の減額の理由は」という質疑に対して、「当初予定していた工事が入札不調により減額しました。この工事は配水池の更新工事についてでしたが、清掃との調整が必要のため、令和6年度以降に行う予定です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、令和5年度八街市下水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「水洗化人口の推移は」という質疑に対して、「現在のところ、年1パーセント程度の増加をしています」という答弁がありました。

次に、「年1パーセントの増加は、計画どおりなのか」という質疑に対して、「現在のところ、市の人口減少により、計画どおりまではいかない状況です」という答弁がありました。

次に、「雨水管建設改良費について、内水浸水想定区域図作成業務とあるが、市のハザードマップの更新か」という質疑に対して、「現在、内水ハザードマップは作成しておりますが、今回の内水浸水想定区域図の作成業務は、令和3年7月に水防法が改正されたことから、過去の冠水実績ではなく、想定し得る最大降雨の規模でシミュレーションを行い、内水浸水想定区域図を作成するものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号は、令和5年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「市内で新築の戸建てなどが増えているが、給水件数は増えているのか」という質疑に対して、「新築の建物が増え、新規のメーターは増えていますが、既存の古いアパート等で住人がいなくなっているため、ほぼ横ばいの状況です」という答弁がありました。

次に、「管路近代化事業の内容は」という質疑に対して、「石綿セメント管の更新事業です。令和5年度は延べ延長で1千357メートルを想定し、予算計上しています」という答弁がありました。

次に、「令和5年度は、市内の漏水検査はどう行っていくのか」という質疑に対して、「漏水調査を行い、表に出てくる前に、またひどくなる前に音聴調査などを順次行います」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ただいま経済建設常任委員長の報告がございましたが、1か所、訂正と修正がございますので、経済建設常任委員長、お願いいたします。

**○山田雅士君**

大変失礼いたしました。先ほどの報告の中で、議案第8号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算と発言しましたが、下水道事業の誤りです。訂正しておわび申し上げます。

**○議長（鈴木広美君）**

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

質疑なしと認めます。

次に、小澤孝延予算審査特別委員長の報告を求めます。

**○小澤孝延君**

予算審査特別委員会に付託されました案件1件について、議長を除く19名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりです。

本特別委員会は3月定例会初日の2月15日に設置され、議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算について、付託されました。

歳出歳入予算総額238億9千万円の審査を行うため、3月7日、8日、9日、13日の4

日間、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算については、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

予算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告申し上げます。以上をもちまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

ここで、予算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第1号から議案第15号及び議案第17号の討論受付及び事務作業及び昼食のため、休憩といたします。討論受付通告時間は12時までをお願いいたします。午後は1時10分より再開いたします。それでは休憩といたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午後 1時10分）

#### ○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第1号に対し丸山わき子議員から、議案第3号に対し丸山わき子議員から、議案第10号に対し丸山わき子議員、小菅耕二議員、木村由希子議員から、議案第11号に対し丸山わき子議員、小川喜敬議員から、議案第12号に対し丸山わき子議員、栗林澄恵議員から、議案第13号に対し京増藤江議員、木内文雄議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第1号、議案第3号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号に対する反対討論を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは、議案第1号、3号、10号、11号、12号に対して反対いたします。

まず、議案第1号、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

政府は、デジタル改革関連法でマイナンバーの情報連携を拡大し、法改正なく進められるウェブサイト、マイナポータルを入口とした情報連携を拡大させ、あらゆるデータを集積し

ようとしています。これにはマイナンバーカードの鍵機能が必要なため、カード取得推進策が講じられています。さらに、政府の重点計画では、マイナンバー制度の仕組みの拡大を掲げています。

現在、マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の3分野についてのみ導入しているものを、国家資格等の事務、自動車登録等の事務、在留外国人や在外邦人等に対する行政手続の事務など、ほかの分野にもマイナンバー利用を広げ、マイナンバーそのものを利用しなくても行政事務全般で情報連携できるようにしようとしています。今回の条例改正も、その一環となります。これは、もうけの種であるビッグデータをさらに増やすためであり、集積されたデータの民間企業での利活用を図ろうとするものです。利便性の高さはセキュリティーレベルの低さと表裏一体であり、さらなる個人情報の集積により個人情報漏えいの危険が高まることは明らかであり、到底容認できません。この立場から反対するものであります。

議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

国民健康保険の保険税課税の限度額、医療分を63万円から65万円に、後期高齢者支援分を19万円から20万円に、介護納付金分は17万円に据置きするというものですが、総額102万円となり、10年間で32.4パーセントもの引上げとなります。国保税が最高額で100万円を超えること自体が異常なことです。今回の限度額の改定で455万円の増収となりますが、国民健康保険の被保険者の間で負担割合を変えることで国保の構造的欠陥を補うことはできず、抜本的解決にはなりません。

八街市だけではなく、多くの自治体の国保財政は国保加入者だけの努力では解決できない状況に追い込まれています。国が削減した補助金分を元に戻さないまま、国保加入者の限度額を引上げ、負担を背負わせることは認められません。全国知事会・市長会が、国保財政の危機を打開する道は国が抜本的な財政措置を講じることだとし、1兆円規模の公費負担を求めています。実現に向けてさらなる取組を強く求め、反対討論といたします。

議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算に対する反対討論であります。

令和5年度予算の歳入歳出予算は前年度比0.8パーセント増の238億9千万円となり、歳入では地方交付税5億7千万円の13.3パーセント増、財政調整基金1億2千万円、16.6パーセント増によって、市債の5億8千万円、24.7パーセントを減らすことができます。

歳出では、新規事業として市民が待ち望んでいた、市民の暮らしの足となるデマンド交通運行事業をはじめ、交通安全対策では2か所の信号機設置のための交差点改良の詳細設計、車路への矢羽根などの路面標示、脱炭素化の促進に9千231万円の計上、子育て支援には出産子育て応援給付金とともに市独自の妊婦支援給付金の創設など、1億6千348万円の計上となり、市民にとって安心安全の予算計上を評価するものであります。

一方で、新年度の重点施策の1つに、国が促進するDXを位置付けています。個人番号法では利用範囲を社会保障・税・災害の3分野に限定することで個人番号で検索管理される個人の情報を限定しています。この下に、住民サービスの向上と庁舎内での事務の効率化を図る

ために推進することは否定しません。しかし、国の成長戦略にのっとり、マイナンバーカード普及や自治体システム標準化によって市民の個人情報が大企業のもうけへとつなげるデジタル化推進は市民のプライバシー侵害の拡大につながるものであり、容認できません。

政府は、マイナンバーカードはデジタル社会のパスポートだとして、健康保険証、運転免許証との一体化など、国民がマイナンバーカードを使わざるを得ない状況をつくり出し、マイナポイントの延長、申請書の再送付などの普及策を講じています。マイナンバーカードの取得は任意であるにもかかわらず、自治体に対しても取得率を引き上げるために地方交付金の配分を普及率の上位3分の1の市町村に割増配分するなど、自治体間で競わせ、自治体が特定政策の推進をせざるを得ない状況をつくり出しています。このようなやり方は地方自治の侵害にもつながるものであり、政府のやり方に追随すべきではありません。

新型コロナウイルス感染症に続き、物価高騰による経済への影響が深刻化する中で、地域経済の活性化、市民の暮らし、福祉を支える施策最優先の取組は切実となっています。八街市の経済の屋台骨である農林水産費、商工費は予算総額の僅か2.2パーセントで、前年度比0.5パーセント増にとどまっています。

農林水産費では前年度比45.2パーセント増となっていますが、北総中央用土地改良事業建設負担金の償還金が令和5年度より始まるものであり、農林水産費の35パーセントを占めています。これを除いた新年度予算は前年度比1千100万円の減となっていますが、肥料、飼料、資材等の高騰に苦しむ農家に市独自の支援策を実施すべきです。農家戸数の減少の中で、基幹産業の農業をいかに守り、発展させていくのかが問われています。市の後期基本計画に掲げる、稼げる農業への具体的な取組で、活気ある街づくりを進めることを求めます。

また、商工費は前年度比で僅か360万円増です。八街商工会議所の令和4年10月から12月の景気動向調査では、仕入れ単価が83パーセントで上昇するとともに、採算については前年同月比で57パーセントが悪化していると回答しています。中小業者支援の継続化や資源負担軽減を図らなければ、足元の経済が弱体化し、税収低下、財政悪化が懸念されます。さらには、10月からインボイス制度の導入が予定されていますが、個人事業主やフリーランスなど、市内免税業者、シルバー人材センターの登録者はインボイス制度の影響を受け、さらなる負担が課せられることとなります。市民生活の負担となっている消費税を5パーセントに引き下げるとともに、インボイス制度の中止を国に求めるべきです。

市財政運営の上で4点の改善を求めます。

1点目に、保育園の保育士確保には苦慮され、前年度に続き、新年度も派遣会社に6千929万3千円を支払い、7名の保育士を確保するとしていますが、人材紹介会社への手数料は3割から4割と言われており、約2千100万円から2千800万円が経費に消えていることとなります。無駄な税金投入となります。人材育成のための投資に使うべきです。これからの保育士確保にあたっては、資格を得るために進学する学生に奨学金を出し、卒業後は八街市内の保育園に努めてもらうという条件で、正規保育士の確保を計画的に進めることを求

めます。

2点目には、駅前駐輪場の活用です。八街駅南口の第1駐輪場は、約1千500台に対して利用率23.4パーセントにもかかわらず、自転車駐輪場用地借上料255万3千円を計上しています。年々、利用台数は減ってきており、この間も提案してきていますが、現在の駐輪場の見直しとともに、八街駅送迎利用者の駐車場用地として土地利用を検討すべきです。

3点目には、給食センターについてです。第1調理場、第2調理場の施設改修費は令和5年度は3千500万円の計上となり、毎年、老朽化対策に追われています。一方で、児童・生徒数は年々減少し、最も多いときの3分の1、約3千900人となっています。毎年150人ほどの減少となっており、2つの調理場は必要ありません。早急に経費削減のための取組を求めます。

4点目には、市営住宅の入居促進、維持管理の問題です。住宅使用料は前年度比で約100万円の減、4千929万円の計上で、入居率は前年度よりさらに下がり、67.8パーセントとなっています。空き家による家賃収入の損失とともに、希望する市民が入居できないのでは本来の役割が果たせていません。特に、市営住宅入居希望者への市民サービス制限は、コロナ禍、物価高の下で、やむを得ない事情によって税を滞納している市民に追い打ちをかけるようなものです。納税者に対する市民サービス制限は直ちに撤回し、分納誓約書をもって入居可能とするべきです。また、住宅困窮者が入居決定から半年近く待たなければ入居できないのも問題です。住宅に困窮する市民に低廉な住宅をいかに早く提供するかが問われています。市民の立場に立った取組が必要です。さらには、耐用年数が経過し老朽化が進んでいる朝陽住宅、交進住宅は、公営住宅法第1条の健康で文化的な生活、良好な住環境からほど遠いものとなっています。災害時には危険が伴うことは明らかであり、日常生活でもドアや雨戸、屋根の修理への声が上がっているにもかかわらず、居住者の切実な声を無視した管理運営となっています。修繕の予算確保とともに、入居対象外の空き家となっている住宅の撤去が急がれます。今後、高齢者人口が増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住宅が必要であり、早急な計画を求めます。

次に、教育費、子育て支援についてです。

教育費の中で一番負担の重い給食費が、新年度から第3子のみ無償化となりますが、全児童・生徒の17パーセントにとどまります。給食費は印旛郡市で一番安いとしていますが、給食費の滞納額は約6千円と、最も多くなっています。新年度の給食事業収入のうち、滞納分は約500万円の計上となっています。払いきれないという状況が読み取れます。物価高の中で子育てしやすい環境づくりが必要であることは明らかであり、計画的に全家庭を対象とした給食費の軽減施策が必要です。

2点目には、教材備品等の整備計画と予算措置です。文部科学省は子どもたちの確かな学力の育成を図るとして、令和2年度から11年度の10か年で計画的な整備を促進するとしていますが、八街市の取組は令和2年度から小学校は153万9千円、中学校は133万7千円と、同額であり、各学校には1学級分の教材備品購入費しか確保できていません。文部科



学省は令和2年度から11年度まで、学校教材整備のため、単年度800億円の地方交付税措置を講じているとしており、これを活用して、子どもたちの学びの保障をすべきです。

3点目には、就学援助制度についてです。子どもの貧困は7人に1人、母子家庭では2人に1人が貧困という状況の下で、市の就学援助費受給率は全国平均の半分にとどまっています。教育委員会は分かりやすいホームページを開設していますが、受給率の向上にはつながっていません。申請のために仕事が休めない、就学援助を学校に申し出るのが恥ずかしいなど、申請のしづらさが足かせとなっています。東京都世田谷区をはじめ、多くの自治体がオンラインによる申請方法を導入しており、受給率の向上に努力しています。本市も早期の導入で、より多くの子どもが支援を受けられるよう、改善を求めます。

4点目には、子育て支援として中学生以上の居場所の問題です。令和3年度に児童館が開設され、多くの子ども・市民の喜びの声とともに需用が高まっています。一方で中学生、高校生は利用できないという声があります。元・北児童クラブの土地については新年度も賃借費用を計上していますが、いまだ土地利用については具体化されていません。中学生、高校生の居場所づくりとしての活用を求めます。

最後に、税滞納市民への対応についてです。納税は憲法に示された国民の義務であり、支払い能力があるのに払わない、一部の悪質な滞納者には厳しく対応を迫ることが必要です。しかし、何らかの理由で納税が滞ってしまうケースが多くあります。市税等の滞納に分納誓約で支払いをしてきた市民に対し、突然の搜索をし、差し押さえる物件がなかったために、期日までにお金を借りて一括で払うことを求め、納められなければ給料を差し押さえるなど、差押えありきの強権的な取立ての実態があります。市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒であり、このような取立ては改善すべきです。また、子どもの教育、進学のために掛けている学資保険は、差押え禁止物件ではないという理由から、差押えの対象としています。しかし、子どもたちの進路に重大な影響を与えるものであり、断じて認められません。新年度は滞納者の財産をあらゆる手段で差し押さえるというやり方ではなく、滞納者の生活を立て直しながら相談にあたる方向へ転換し、国税庁税務運営方針の、納税者に親切に接し、苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならないとする徴収業務に徹することを強く求めるものです。

以上をもって、議案第10号に対する反対討論といたします。

次に、議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についての反対討論であります。

新型コロナウイルスや物価・燃油高騰に、高過ぎる国保税は払いきれないと、新たな怨嗟の声が上がっています。国保税の中で1世帯当たりの税率を決める平等割は、印旛郡市では最高の3万2千円となっており、払える国保税への見直しとともに、令和4年度から始まった未就学児均等割の減額に対し、令和5年度は保険税繰入金468万7千円の計上となっています。収入のない子どもたちに均等割を賦課しており、高校生までの均等割をなくすことを求めます。

本市の国保加入世帯1万2千975世帯のうち、滞納世帯数は1千302世帯、医療費を全額自己負担の資格証明書発行数は342世帯、短期被保険者証の発行数は1千68世帯です。資格証明書の発行を受けた世帯の約9割、短期保険証では約7割が、200万円以下の世帯であり、低所得者の世帯に対し、悪徳滞納者として資格証明書を37年前から、短期保険証は24年前から発行し、ペナルティーを課してきましたが、国保税の収納率は上がっていません。失業や病気、事業の不振などで国保税を払えなくなった加入者に行政が追い打ちをかけ、さらなる貧困にたたき落とすようなことがあってはなりません。

国民健康保険税滞納者への短期保険証・資格証明書の発行をするか、しないかは市町村の判断でできます。既に自治体判断で、短期保険証、資格証明書の発行取りやめに取り組んでいる横浜市では、法や政府の国会答弁、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だと述べ、意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになるとしています。支払いが困難な市民に対し、ペナルティーを課すのをやめ、市民が健康で生活していくための支援をすることを求めます。

また、保険税の延滞金3千100万円が計上されています。大半の未納・滞納世帯は、払わないのではなく、払えないというのが実態であり、未納・滞納者に対し、国保税に加え、延滞金の徴収は現実的ではありません。高過ぎる保険税に延滞金加わり、支払いを求めることにより、基準生活費を下回り、暮らしが成り立たなくなるのは本末転倒であり、解消すべきです。延滞金を徴収していない自治体では、条例では徴収されるものとされているが、滞納者は失業や低所得による生活困窮者であることが多く、延滞金加算の実施は滞納被保険者への負担増となり、保険料本体の納付をさらに困難にすることが考えられるため、延滞金減免の運用をしているとしています。世帯所得の低さが被保険者資格証明書の交付につながっていることは明らかであり、市がいつまでも放置すべきではありません。

国保財政の運営については、新年度も県支出金で保険者努力支援分3千700万円が計上されています。各自治体の国保財政に法定外繰入削減、保険税収納率、給付適正化等の努力に対して交付金を増減するもので、国保運営を大きくゆがめています。自治体の国保財政に対する自主判断を抑え付ける制度です。県支出金となっていますが、国の制度であり、適正な国の補助金の交付を求めていくことが必要です。

以上の立場から反対するものであります。

次に、議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に反対するものです。

15年前に導入された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区切った制度で、うば捨て山の制度と、国民の大きな怒りと世論が、ときの政権に保険料の特例軽減制度を導入させました。しかし、制度発足後、9年目の2017年度から低所得者等の均等割軽減の縮小・廃止が進められてきました。と同時に、この10年間で公的年金は実質6.7パーセント減額となっているところに、昨年10月からは後期高齢者医療費が、単身で200万円以上、2人世帯で年収320万円以上の方の窓口2割負担が導入され、高齢者への負担が一層重くのしかかっています。コロナ禍の、とりわけ感染リスクの高い高齢者にとって、受診抑制に

つながるようなことがあってはなりません。2割負担は中止するよう、国に求めるべきです。

延滞金については、国保と同様、大半の未納・滞納世帯は払わないのではなく、払えないというのが実態です。延滞金徴収によって、さらに生活が追い詰められることは必至です。滞納せずに納付できるよう、丁寧な対応で生活再建や分納相談をさらに拡充させるとともに、県・後期高齢者連合に対し、延滞金をなくすための条例改正を求めることが必要です。

以上の立場から反対いたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、小菅耕二議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

#### ○小菅耕二君

私は、議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

昨年2月24日に開始されたロシアによるウクライナへの侵攻は長期化の様相を呈しており、その影響は、物価やエネルギー価格の高騰、貿易、そして金融を通じ、世界経済へと波及しており、市民生活に大きな影を落としております。今後もエネルギー価格が継続的に高い水準で推移すれば、製品価格の上昇と購買力の低下などから経済活動の大きな足かせになるのみならず、政治や社会にもさらなる影響を及ぼしかねません。

また、新型コロナウイルス感染症については、国内での感染者が確認されてから、はや3年が経過いたしました。国内の流行は依然として続いておりますが、昨年秋以降のいわゆる第8波のピークは過ぎたと見られ、各地での感染者数の報告は減少傾向にあります。政府は、来る5月8日からは季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることと決定しておりますが、今後の医療体制や医療費の自己負担分に対する公費支援など、市民の不安は尽きません。

さて、こうした中、北村市長が昨年12月に第4期目の当選をされ、就任後に取りかかる新年度予算はその集大成となるスタートになります。令和5年度の当初予算は、最も大切な市民の命と暮らしを守るため、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を優先課題としながらも、さらなる市政発展を目指した街づくりを意識し、余すところなく配慮がなされた内容となっております。

まず、令和5年度の当初予算に目を向けますと、前年度比0.8パーセント増の238億9千万円と、過去最大の予算規模を計上しております。

歳入では、個人市民税や固定資産税など、微増する市税収入を見込み、国や県の補助金のほか、市債を活用し、安定した行政サービスが提供できるよう、財源が確保されております。一方、歳出では、社会保障関係費の増加に対応しつつ、安全で安心な市民生活につながる事業をはじめ、時代に即した新たな事業も盛り込まれるなど、北村市長の4期目の集大成となる思いが込められた予算として、大いに評価できます。

予算の内容については、まず昨年に引き続き、特に優先的に進めるべき施策として、新型コロナウイルス感染症対策、通学路交通安全対策、子育て支援策の3つを掲げたほか、さらに、新たな政策課題となっているDXの推進、脱炭素化の促進の2点を追加したことが、新年度

予算の特徴となっております。

1つ目の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染状況は緩やかになっておりますが、収束に向かっているとは思えません。市内の公共施設のほか、保育園や児童クラブなどにおいても、アルコール消毒液をはじめとした消耗品や備品などを購入し、日常的に感染症予防を図る予算が組まれておりますが、今後も市として、これまでの保健・医療体制の強化、ワクチン接種の促進などの取組を踏まえ、次のコロナ危機に備え、感染予防に万全を期すよう、お願いいたします。

2つ目は、通学路交通安全対策についてです。令和3年6月に朝陽小学校の通学路で発生した、あの痛ましい事故を契機に、全市民の交通事故に対する意識が高まってきております。緊急一斉点検で明らかになった危険箇所150か所の多くは、路面標示や外側線の引き直しなどにより安全対策が取られておりますが、残りの箇所につきましても速やかに実施していただきますよう、お願いいたします。

また、こうした中で、市内小学校で取り組まれております聞き書きマップを活用し、子どもたちがまとめ上げた通学路の危険箇所について、対策を講じる予算を新たに計上していただいたことは大変喜ばしいことです。子どもたちの目線からは、大人とは異なる怖さを感じるものがあろうかと思えます。通学路を利用するのは子どもたちです。これを一過性のものとせず、今後も、市や警察などの関係機関の方々におかれましては、子どもたちの声に真摯に耳を傾け、それを土台に対策を進めていただきたいと思います。

3つ目は、子育て支援策についてです。子育てをめぐる環境は、コロナ禍やロシア・ウクライナ情勢の緊迫化により、身近な暮らしに大きな影響を与えており、厳しさを増しております。特に、生活に密着している日用品や食料品などの物価の高騰や電気・ガスなどのエネルギー価格の高止まりは、さらなる生活苦をもたらしております。このような状況下にあっても、従前より安心して子どもを産み育てる環境を整備することが喫緊の課題となっており、その1つの対応策として経済的支援の必要性があろうかと思えます。

本市には、出産のできる産科はなく、市外で出産することを余儀なくされていることから、通院や出産時にかかる交通費を助成し、妊婦やその家族の経済的負担を軽減するための給付金や、妊娠の届出や出生の届出のあった妊婦等に対して出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした出産・子育て応援給付金の給付といった施策のほか、第3子以降の給食費無償化や、物価高騰のあおりを受けている学校給食に対し、新たな保護者負担を増すことがないよう、賄い材料費の一部を市の予算で補助する施策についても、この時勢には特に効果があるものと大いに評価しております。

また、待機児童の解消に向けた取組においては、新年度、新たに小規模保育事業所が整備されることが予定されており、市はその工事費等を助成するとのことですが、その結果として、待機児童の解消だけでなく、利用者の保育環境の改善が見込まれます。子育て支援策に即効薬はございませんが、今後も効果が期待できる施策の実行をお願いいたします。

4つ目のDXの推進につきましては、現在、国が推進するデジタル田園都市国家構想を踏ま

え、手書きで行っている窓口手続のオンライン化、また、その支払いに係る電子決済を導入するだけでなく、スポーツプラザや中央公民館などの公共施設の予約については、窓口に並ばずに24時間365日、いつでも予約ができるシステムを導入し運用を行うなど、利便性や市民サービスの向上が図られ、こうしたことを契機に、今後のデジタル化の推進につながるものと期待しております。

また、5つ目の脱炭素化の促進につきましては、近年頻発している異常気象の一因ともされている地球温暖化は大きな社会問題となっております。私たちは、日常生活の様々な部分でエネルギーを消費しています。身近なエネルギーを見直すこと、例えばエアコンの温度調節やクールビズ・ウォームビズを行うことは、温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出抑制につながります。市民の皆様にも、こうした問題に対し改めて関心を持っていただき、行動につなげようとする地球温暖化対策学習会の開催は、大変意義のあるものと思っております。

さらに、これまでの省エネルギー設備の見直しを行い、家庭用燃料電池システムや電気自動車の導入などの費用に対する補助金を拡充したことは、さらなる地球温暖化対策の促進が図れるものとなっております。今年度も庁舎内の照明をLED化しておりますが、来年度も中央公民館や公園施設の照明をLED化することが予定されており、脱炭素社会を推進するだけでなく、省電力化により経費の節減が図られることが期待できます。

以上の5つの重点施策のほかにも、多くの事業を行う予算が計上されております。

交通空白地域の市民にとって、生活の足となり、利用者のニーズに対して柔軟に対応できるデマンドタクシー導入への実証実験の予算、本市の将来を担う子どもたちの学習環境整備では、八街中央中学校の屋内運動場や朝陽小学校のトイレ改修予算、失語症の方の社会参加のための失語症カフェが開催される活動支援の予算、農業ではイノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害から守るため、電気柵設置費用の助成予算、道路改良では八街都市計画道路3・4・3号八街神門線及び佐倉都市計画道路3・4・20号岩富海隣寺線の整備予算があります。災害の備えとして、新たなハザードマップが作成されます。市内の賑わいを取り戻すために、ふれあい夏まつり、落花生まつり、産業まつり、小出義男杯八街落花生マラソン大会など、今年度再開され、来年度もコロナ禍においても多くのイベントが開催されるようにと、数々の予算が計上されております。このように、市民の大切な命、暮らしを守るための予算が含まれており、高く評価できます。

新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などで依然として不透明、かつ不安定な状況でございますが、ぜひ北村市長におかれましては、今後も誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して住める街づくりに全力で取り組んでいただくことに大いに期待を込め、皆様の賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

**○議長（鈴木広美君）**

次に、木村由希子議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

**○木村由希子君**

これより、議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算及び特別会計等の当初予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

昨今の燃料、材料、食料や飼料、肥料など、様々な分野での価格高騰の波が押し寄せる中で、増税は、市民の暮らしをさらに逼迫させ、需要のさらなる衰退へと導きますので、そういった点から様々な分野での増税や補助金の減額については慎重な姿勢で対応する必要があると考えています。また、マイナンバーカードを関連付ける予算については、利便性の向上ばかりに注目が集まり、2万円ものポイントをつけ、申請期間の延長のために何度も多額の国費を注いでおり、個人情報保護の安全性を考えると評価できない部分もあります。

しかしながら、新年度予算には、市長の提案理由にもあるとおり、老朽化の進む施設、設備の改修、通学路の交通安全対策、高齢者支援、子育て支援策、脱炭素化の促進、業務の簡素化を促進するDX推進等の重点施策が多く含まれるほか、デマンドタクシーの実証実験や、ここで働かれる職員の皆様の給与などの予算も含まれており、待ったなしで進めなくてはならない予算が多く含まれております。

よって、私は議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算には賛成の立場です。

以上です。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、小川喜敬議員の議案第11号に対する賛成討論を許します。

#### ○小川喜敬君

私は、議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や就業構造の変化、多様化に伴い、制度の支え手である現役世代の被保険者が減少傾向にあり、国保運営の根幹である保険税は減少しています。一方で、高齢化の進行などにより、1人当たりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は今まで以上に厳しい状況が続いていると思われまます。

令和5年度国民健康保険特別会計予算では、保険税は未就学児の均等割保険税減額措置実施に伴う減収があり、令和4年10月から実施された社会保険適用拡大に伴う国保被保険者の流出による減収をもたらし、74歳国保被保険者の後期高齢者医療制度への移行等に伴う国保被保険者の減少による減収など、令和4年度当初課税額より6千927万7千円の減少を見込んでいます。一方で、国保被保険者の減少に反し、一般被保険者療養給付費は令和4年度予算より4千123万7千円増の51億1千208万7千円、一般被保険者高額療養費は令和4年度予算より2千363万円増の8億1千433万3千円を見込んでおり、厳しい国保運営が伺えます。

こうした中、保険事業においては、人間ドック助成金や特定健康診査の受診率向上に向けた人工知能（AI）を活用した健診未受診者に対する受診勧奨事業の推進や、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業未受診者勧奨プログラムの推進や、糖尿病性腎症の発症・重症化のリス

クのある方へ保健指導を行う支援プログラムの推進、30歳代の若年層を対象とした生活習慣から生じるとされる疾病の早期発見、早期治療につなげるための集団健診の実施や保健事業の指針となる第3期データヘルス計画など、国保被保険者の健康増進や将来の国保運営を見据えた予算編成となっています。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う大切な制度であることから、安定した制度とするため、千葉県と連携して国民健康保険事業の運営にあたり、保険事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に向け、今まで以上に取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、栗林澄恵議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

#### ○栗林澄恵君

議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

ご存じのとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされ、平成20年度の創設以来、国民に定着した制度です。八街市の被保険者数は令和5年1月末で9千844人となり、団塊の世代が後期高齢者へ移行となる令和7年にかけて増加し、これに伴う医療費の増加が今後の大きな課題でもあります。

令和5年度の予算では、歳入の後期高齢者医療保険料が前年度比3千567万3千円増の6億2千955万3千円、歳出の後期高齢者広域連合納付金が前年度比4千330万9千円増の8億304万円となり、総額は歳入歳出ともに前年度比4千379万1千円増の8億1千382万5千円となっています。八街市は広域連合と連携して、高齢者の医療費の削減や健康保持のため、人間ドック等の助成の予算を確保するとともに、一般会計から生活習慣病予防教室や中高年のためのリズム教室、ストレッチ&栄養講話、在宅訪問歯科診療などの健康事業を行っています。また、健康状態が不明な高齢者の状況把握と、必要とするサービスへの接続を図る高齢者の保険・介護予防一体的実施事業の取組を行っています。

窓口負担割合の改正で、被保険者証の負担区分が1割の方のうち一定以上の所得がある方は窓口負担が2割となりました。反対討論では2割負担の中止を国に求めるようにとありました。少子高齢化に対し、後期高齢者の負担能力に十分に配慮しながら、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来へつないでいくためと理解していますが、被保険者である高齢者の方々をはじめ、市民にご理解いただけるよう、十分な広報活動などを広域連合と連携して行うよう、要望いたします。

その上で、本予算の執行にあたっては、対象者である高齢者の生活実態の把握が大切です。後期高齢者医療保険料を被保険者に確実に納めていただけるように、丁寧な対応と、医療費の削減のため、創意工夫し、新たな取組等を調査研究していただき、高齢者が元気に生きがいを持って生活を送れる八街市となるように、今後も千葉県や広域連合との連携を図りなが

ら、医療制度が持続可能となることを期待します。

以上のことから、議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論とします。

#### ○議長（鈴木広美君）

次に、京増藤江議員の議案第13号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、私は議案第13号、令和5年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

介護保険制度は2020年4月に始まりました。八街市における第1号被保険者の保険料は月額基準額2千581円から始まり、現在は5千270円と倍増し、市民を苦しめています。この間、消費税10パーセントへの引上げ、家庭での電気料金や食品などの生活必需品の負担が増える一方、年金が減らされる下で、市民から介護保険料が高過ぎるといふ悲鳴が絶えません。そのような中、保険料の収納率は県下最低クラスが続いているものの、低所得者への介護保険料の軽減措置が廃止されて以降、所得第1段階から第3段階の収納率が上がっていることから、払える保険料にすることが求められているのは明らかであり、各保険料段階の軽減を求めます。

介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに制度改悪の連続でした。利用料は原則1割負担ですが、一定額の所得を超える人の利用料負担を2割から3割に引き上げたことで、必要なサービスの利用を躊躇する事態が生じています。また、在宅訪問ヘルパーの訪問時間の短縮化、生活援助の回数制限を導入したことで、在宅の要介護者に不便を強いています。介護施設の食費、居住費の負担を軽減する補足給付の対象を絞り込んだことにより、利用料が心配で、施設への入所を諦めざるを得ない人もいます。ショートステイの利用者負担も増えました。特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に改悪したことは、高齢者や家族の不安を高めました。高齢化が進むからこそ、改悪した制度を元に戻し、介護を必要とする人が十分な介護を受けられる制度にすることが必要です。ところが、政府は制度の改善どころか、第9期制度に向け、利用料の2割負担の対象を拡大する所得基準の引下げや、老健施設等の多床室、相部屋負担の導入等、制度のさらなる改悪を進めようとしています。これらの改悪について、統一選挙後、遅くとも今年の夏までに結論を出すとしています。社会的介護の後退を許すわけにはいきません。利用料の軽減、免除を進め、安心できる介護保険制度にすることが必要です。

また、高齢者が健康を維持、増進するために食生活の充実が必要であり、配食サービスの回数増加を求めます。また、介護に対する家族の負担を減らすために、施設への入所を希望する人が入所できるように、施設の増設も必要です。サービス充実のために介護報酬をきちんと引上げ、職員の処遇改善を実施し、職員を増やさなければなりません。国民が必要とする介護保険制度を維持し、さらに充実させるために、全国市長会等でも要望しているように、国の責任として国庫負担を増やすよう求め、反対討論といたします。



○議長（鈴木広美君）

次に、木内文雄議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

○木内文雄君

私は、議案第13号、令和5年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

全国的に少子高齢化が進んでいます。八街市においては、令和4年3月末では高齢者人口が2万1千613人となり、人口に占める高齢者の割合は32パーセントになっています。要支援・要介護認定は3千81人となっています。令和3年12月末の3千5人から76人増加していますが、高齢化が進む中では抑えられていると思います。介護予防に尽力されている効果だと思います。反対討論では保険料が高過ぎるとありましたが、近隣市と比較しても抑えられていると思います。これは介護予防の効果が出ていると思います。

高齢者が必要なサービスを十分受けるためには、令和5年度予算において3.3パーセントの増額は理解できます。高齢者が地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を保持し、高齢者が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、その人の状態に最適な生活支援等サービスの活用を支援すると、生活支援コーディネーターの理念にあります。八街市においても、介護事業の円滑な運営を図ることを目的に予算計上されています。また、増加する介護給付費の上昇を抑えるための取組として、要支援者の方を対象として、短期集中サービス事業を継続するための予算計上や、介護予防として運動、栄養、口腔機能低下予防等を目的とした介護予防教室や講演会の開催等で、包括支援センターと生活支援コーディネーターが連携し取り組んでいくことで高齢者支援を充実させるため、予算計上していると思います。

令和5年度は、第8期高齢者福祉計画の最終年となります。引き続き、健全な財政運営と高齢者が安心して暮らしていけるよう、介護予防など、責務を十分果たし、計画された施策を着実に進めていくよう要望します。また、第9期高齢者福祉計画、介護事業計画の策定に向けて、より一層きめ細かな介護サービスの提供を要望し、令和5年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成いたします。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩といたします。

(休憩 午後 2時09分)

(再開 午後 2時20分)

○議長（鈴木広美君）

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

採決の順番は議案第1号から議案第3号、次に議案第17号、次に議案第4号から議案第1

5号といたします。

最初に、議案第1号、八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和5年度八街市一般会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和5年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和5年度八街市下水道事業会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和5年度八街市水道事業会計予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において原案のとおり可決されました。これで予算審査特別委員会を解散いたします。

日程第3、議案第19号及び議案第20号を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号及び議案第20号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思いません。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（鈴木広美君）**

ご異議なしと認めます。

これから議案第19号及び議案第20号に対する質疑を行います。1人当たりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

**○小高良則君**

それでは、議案第19号、令和4年度八街市一般会計補正予算について、お伺いいたします。

補正予算書9ページ、歳出からですが、中学校施設整備事業費の中で火災報知機の受信機の不都合ということですが、全員協議会での説明では、築30年を経まして、かなり老朽化が進んでいるのではないかと思います。受信機だけでいいのか、配線や送信機は大丈夫なのか、伺います。

**○教育部長（土屋武志君）**

今回、受信機が壊れたんですけれども、今ご指摘のとおり老朽化が進んでおりますので、全部を、配電盤も含めて交換する工事になります。

**○小高良則君**

配線も。

**○教育部長（土屋武志君）**

今確認しているのは、配電盤は全て交換するけれども、線までは確認しておりませんので、今のところ配電盤という形になります。

**○小高良則君**

どのようないきさつで修繕に至ったか分かりませんが、配線の切断等のチェックも当然なされたと思います。しっかり直していただきたいと思います。

続きまして、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算の中からお伺いいたします。

コロナウイルス関連の予算が出ていますが、ワクチン接種率の3月13日現在の表を頂きました。この中で接種状況が若干分かるところでありますが、私たちの周りでも、最近接種した、まだしていないという話が出なくなってきました。ワクチンを無駄にしないために、どのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

**○健康子ども部長（井口安弘君）**

ワクチン接種に関しましては事前予約でございますので、1つの瓶から取れる、バイアルから取れる本数というものが決まっておりますので、予約数をきちんと調整し、できる限り、

あまりを出さないように、そのように対応していきたいと考えております。

○小高良則君

当初はロスを出して、無駄にしたとか廃棄したという問題が大きく騒がれた時期もありました。貴重なワクチンですので、必要な分量を定期的に納入できるのがベストなんですけど、上手に調整していただきたいと思います。

集団接種会場がいつまで必要なのかというところがあったんですけど、接種率を見ていると、まだ必要なのかなということで、その辺の見極めをしっかりと行っていただきたいなと思います。

続きまして、住宅施設整備事業費について、お伺いいたします。

市営住宅の長谷団地の屋根の防水が半分程度めくれてしまったということなんですけど、今の状態はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

2月22日に住民の方から、地面にシートが落ちていますというお話がありましたので、その日のうちに職員が屋上に上がりまして、ブルーシートをかけまして、その上に土のうを置いて、飛ばないように形の応急処置はしております。

○小高良則君

雨漏りはしていないんですか。

○建設部長（市川明男君）

現時点で報告の方は受けておりません。

○小高良則君

それが、いつ頃に施工されたものか、分かりますか。

○建設部長（市川明男君）

平成16年施工のものでございます。

なお、こちらは本来でしたら市営住宅の長寿命化計画で令和6年度に行う予定だったんですが、劣化が激しくて、このようになってしまったという状況になっております。

○小高良則君

屋根というのは重要な部位なので、平成16年に施工したものが飛んでしまうのはいかななものかなと考えます。多少の雨漏り程度だったらいいんですけど、飛ぶのは、施工の不備とまでは言いませんけど、本来だったらアンカーを打って飛ばないようにする施工とか、ちょっと僕が検索しただけでもいろいろな方法があります。その中でシート防水がいいのか、上からのカバー工法であったり、はがしてからウレタン防水のような、塗布するような防水があったりするんですけど、金額を見ても、この金額でできるのかなと。逆に、公共事業的にはかなり安価な金額が提示されていると思います。シート防水であれば、ふちを金具で止めたりしていて、本来は飛ばないはずなんです。その辺の精査を。

前回やった工事と同じ工事をやってしまったのでは、経年劣化が早くなって、同じ轍を踏んでしまうのではないかと。ほかのところにおいても、あり得るのではないかと。その

辺をしっかりと見極め、研究する必要もあると思いますが、いかがか、伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

シート防水の耐用年数は約10年ぐらいという見込みがありましたので、現段階としては塩ビ樹脂系のシートという形で、耐用年数は15年程度と、5年間延びるものでやっという形で計画しているところでございます。

**○小高良則君**

今日の議会で承認された場合の予定、用途はついているのか、ちょっと気が早いんですけど、申し訳ないけど、屋根ですから緊急性があると思うんですけど、どういうふうを考えているのか、伺います。

**○建設部長（市川明男君）**

議員のおっしゃったとおり、一刻も早くという形ですので、現在は設計を職員の方で行っているところでございます。本日可決いただきましたら準備の方を進めまして、令和5年度予算でございますので、令和5年度の早々に契約できるよう、こちらにつきましては大変申し訳ありませんが、見積り合わせの随意契約での対応で、工期につきましては3か月程度を考えているところでございます。

**○小高良則君**

ご存じのように、八街東小学校の屋根も半分、手前の南棟の屋根を改修している。ただ、年数を考えると15年どころじゃないですよ。やはり長寿命化するような工法と工程、下地が濡れていたりしたら当然いかなですから、工程等を管理していただきながら、しっかりしたものを造っていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○栗林澄恵君**

すみません。議案第19号、令和4年度八街市一般会計補正予算からお尋ねします。

補正予算書9ページ、先ほど説明で定期検査を年2回行っているということだったんですけども、時期をお知らせいただけますか。

**○教育部長（土屋武志君）**

1回目は令和4年8月16日、2回目は令和5年2月27日です。

**○栗林澄恵君**

1回目の検査のときには異常は見当たらず、2回目で発見したという流れでよろしいですか。

**○教育部長（土屋武志君）**

そのとおりでございます。

**○栗林澄恵君**

分かりました。

続きまして、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算について、補正予算書11

ページになります。

ワクチン接種に関しまして、今までと同様のネットによる予約等ということで、仮設コールセンターの賃借料がこちらに出ていますが、どちらにコールセンターを設ける予定ですか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

市役所の敷地の中に今現在も、仮設ですがコールセンターを設けておりますので、こちらを継続して使用していきたいと考えております。

○栗林澄恵君

分かりました。

体制的には同様の、現在と同じ体制でということでしょうか。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

現状と同じ15名で、予算の方は計上させていただいております。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは、議案第25号について、質問いたします。

○議長（鈴木広美君）

議案第25号はありませんが。議案第19号か20号ということになります。

○京増藤江君

議案第25号の9ページ、マイナポイント事業費。

○議長（鈴木広美君）

議案第20号ですか、19号ですか。

○京増藤江君

議案第20号。

○議長（鈴木広美君）

今、議案第25号とおっしゃっていましたので。

○京増藤江君

議案第20号です。補正予算書9ページ、説明資料5ページ、両方を使って質問いたします。

まず、マイナポイント事業費404万5千円の業務なんですけれども、何人が対象なのか、まず伺います。

○議長（鈴木広美君）

担当課、分かりますか。マイナポイント事業の金額は、何人を対象としているのかということですか。

○総務部長（片岡和久君）

この事業費につきましては、マイナポイント支援業務の委託料となります。

○京増藤江君



委託料ですから、マイナポイントをつけて、マイナンバーカードを取得してもらおうという、そういう人数がある程度あるんじゃないんですか。

○議長（鈴木広美君）

京増議員、これはマイナポイント事業の支援業務になりますので、人数云々ではなく委託でするので、そちらの方にお支払いする金額が計上されているということになっておりますが。

○京増藤江君

人数は関係なく、とにかく。

○議長（鈴木広美君）

その支援事業になります。

○京増藤江君

人数は、あれしないということなんですわ。

マイナポイント事業支援業務で404万5千円を計上しておりますが、令和5年末までにマイナポイント申請期限を延長すると、その支援体制の継続だということなんですわ、あくまでも委託ということで。

マイナポイント事業について、高齢者の方々が周りの方にも助けられて、マイナポイントをつけてもらうためにカード申請に来ているというようなことがあるんですけど、高齢者の方は2万円をもらえろと思ってる。ポイント支給というのがよく分からなくて、2万円もらえろんだと思ってる、説明に困ると、地域の方々がおっしゃっているんですけども。

これからも高齢者の方が来られると思うんですよ。その説明をきちんとする必要があると思うんですけども、説明をどのようにされているのかと思って、伺いたいんですが。

○総務部長（片岡和久君）

支援窓口で、そのところは十分説明しております。電話でも問合せは受けておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○京増藤江君

本当に分かるというか、理解していただくことが、安心してマイナンバーカードを取得することにつながりますので、ぜひ時間をかけて理解していただくようにということで、お願いしておきたいと思います。

それから、説明資料の中には、社会保障・税番号関連事務費の申請期限、令和5年2月末で終了したけれども依然として交付体制が逼迫している、マイナポイントの申請期限となっている5月末まで交付事務の一部を委託するということなんですけれども、逼迫しているということは、申請人数が増えているというふうに私は考えるんですけども、具体的にはどういう状況なのか、伺います。

○市民部長（中込正美君）

マイナンバーカードですが、今は申請期限が過ぎましたことから、新規申請自体は落ち着きつつある状態にあります。しかし、5月末までにかけて交付していかなければなりませんので、マイナンバーカードを受け取りに来る方の増加は継続すると思われまますので、そのため

の体制強化です。

**○京増藤江君**

受け取る方が増えていくわけなんですね。

マイナンバーカードについて、住民の皆さんは本当に安心してカードを取得していいのかどうか、非常に悩んでおられる。健康保険証と結ばれていく、ひも付けされるということで、取得も増えていくというふうに思われるんですけども、住民の皆さんが安心できる、そういう制度にしていく必要があるということをお願いして、質問を終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○木村由希子君**

議案第20号、令和4年度八街市一般会計補正予算について、予算書9ページをお願いします。

提案理由について、お伺いいたします。2款総務費、1項総務管理費、11目諸費のマイナポイント事業費と、3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料の社会保障・税番号制度関連事務費について、お伺いします。

マイナンバーカードの申請期限が令和5年2月末から5月末に延長となったために申込支援体制の継続の必要性があり、補正予算を提案されているとのことですが、それについて5つ、質問いたします。

1つ目、マイナンバーカード申請期限の延長による委託料などの補正予算は何度目になるのでしょうか。そして、総額は幾らになるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（片岡和久君）**

マイナポイント事業費につきましては、12月補正で726万円、今回の補正で404万5千円の2回となっております。

**○市民部長（中込正美君）**

続いて、マイナンバーカード交付事務支援業務につきましては、やはり2回となっております。12月補正で671万円、3月補正で411万6千円となっております。

**○木村由希子君**

ありがとうございます。全部でどのぐらいになるのか、2千万円ぐらいですか。

2番目に、申請したがない理由に、情報漏えいが心配との声が多く聞かれますが、情報漏えいの危険性はないとお考えなのでしょうか。伺います。

**○議長（鈴木広美君）**

木村由希子議員に申し上げます。今の質問は補正予算から少しずれておりますので、質問の内容、仕方を変えていただけますか。セキュリティーの問題云々ではありませんので。

**○木村由希子君**

たくさんの方がまだマイナンバーカードを取得していないのは、情報漏えいに対する心配があって、強制ではないものに、最終的にこれだけのお金をかけるのであれば、私は国保税と

か後期高齢者医療とか、そっちの方に予算を国は負担していただきたいということで、聞いてみました。

○議長（鈴木広美君）

木村由希子議員に申し上げます。後期高齢者医療等のお話ではなく、今はマイナポイント事業支援業務、マイナンバーカード交付事務支援業務に対する補正予算ということです。この件についてでございますので、質問の仕方を変えてください。

○木村由希子君

分かりました。2回の補正で、これだけのお金をかけてやる事業なのかなと思ったんですけども、これで終わりにします。次に進みます。すみません。まとまらなくて。

2つ目に、新型コロナワクチン接種についての質問なんですけど、深刻な後遺症の症状も見られていると聞いているので、国からワクチン接種をやりますということで来ているんですが、前回までの中で後遺症が発生した方に対する対応としての経費や、そういったものは計上されているのか、伺います。

○健康子ども部長（井口安弘君）

お答えいたします。

コロナワクチンを接種して重大な健康被害が出た場合につきましては、八街市予防接種調査委員会というものがございまして、ワクチンのひどい副反応のようなものがあるときには、医療機関で診断した上で、こちらに申請が上がってきまして、そちらの審査を経て、県に進達されます。その後、国の方に参りまして、国の方で最終的な審査を受けて認定される形でありまして、審査会の予算につきましては計上しているところでございます。

これにつきましてはコロナワクチンに限ったことではなくて、予防接種全般に関して、健康被害が出た場合に、そういった調査委員会があるということでございます。

○木村由希子君

終わりにします。ありがとうございます。

○議長（鈴木広美君）

ほかに質疑はありませんか。

○木内文雄君

すみません。1点だけ確認させていただきます。補正予算書9ページ。

○議長（鈴木広美君）

議案は第20号でよろしいですか。

○木内文雄君

議案第19号になります。

補正予算書9ページなんですけど、先ほども小高議員からありましたけれども、中学校の防災の方なんですけれども、配電盤ではなくて受信盤だと思いますが、それだけちょっと確認を。

○教育部長（土屋武志君）

すみません。私の認識不足でございました。受信機でございます。

**○木内文雄君**

受信盤という言い方が正しいと思うんですけども。

受信盤の異常について、仮受信盤の配置等がないと、今現在、火災が発生しても分からない状態になっていると思うんですね。その対応について、お伺いします。

**○教育部長（土屋武志君）**

そのとおりでございます。受信盤につきましては、火災を自動的に感知した段階で消防署に通報、あるいは連動して警備会社に異常の確認を通知する、その盤でございます。木内議員ご指摘のとおり、今はできない状態でございます。これについては、佐倉消防署あるいは警備会社とも相互に連絡を取り合いながら、どういう対応を取るか、しっかり打合せをしているんですが、実際に火災が起こったとしても、連動していませんから、今のところ、それができないという状況ですので、当然、先生方とも連携を取りながら、日々の確認作業をさらに、今までもしっかりやっていますけれども、しっかりやっていただくようお願いしております。ただし、夜間については誰もいなくなりますので、帰るときに、しっかりと防火のための確認作業をするようにしているところでございます。

**○木内文雄君**

各フロアというか、分化しての受信はできないですけども、仮受信で、総合的な受信は警備会社の受信機でできるはずなんですね。直接つなぐことによって、警備会社に火災が発生した旨の報告はできるように設定できるはずなんですけど、その辺の確認はできていますでしょうか。

**○教育部長（土屋武志君）**

一応、警備会社には何度も確認したんですけども、それはできないということをおっしゃっています。先ほど私は間違いましたけれども、消防署へは手動での通報になりますので、連動しているのは警備会社です。今、木内議員がおっしゃったとおり、ちょっとその辺が、今のところの状況の中では、できないというお答えを頂いています。

**○木内文雄君**

でしたら、仮受信盤を設置していただいて、せめて通報だけはできるようにしていただかないと。もしくは、夜間は仮警備、仮巡回等をつけて対応していただかないと、火事はいつ起きるか分からないので、365日24時間の警備体制が必要だと思いますので、その辺について、再度いかがでしょうか。

**○教育部長（土屋武志君）**

今ご指摘いただきましたので、もう一度、警備会社と連携を取りながら、何ができるのか、しっかりやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

**○木内文雄君**

よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○丸山わき子君**

それでは、議案第19号、令和4年度八街市一般会計補正予算からお伺いいたします。

今も木内議員の方から質問がありましたけれども、八街南中学校の消防施設機器の総合点検の結果、異常があったということです。このことにつきましては、八街南中学校は37年が経過したんだということのようですねけれども、その他の各学校でも当然、毎年点検されていると思います。各学校では異常がないようなんですけれども、かなり各学校も時間が経過していて、いつ、どのように不良が発生するか分からない状況ではないかと思うんですが、その辺について、新たな点検をこれからどのようにしようとしているのか、計画をお伺いしたいと思います。

**○教育部長（土屋武志君）**

丸山議員のご指摘のとおり、今回の八街南中学校については37年経過しておりまして、そのほかの学校でも建設当初に設置されていたものをそのまま使っているケースが多いと。途中で不具合が生じて交換しているところもございますけれども、今のご指摘のとおりだと思いますので、もう一度、消防設備につきましては各学校の機器の設置年数を考慮しながら改修計画をしっかりと立てていきたい、そのように思っております。

**○丸山わき子君**

今のこの時期、すぐに工事に入れるかといったら、今回のようにかなり時間をかけなければならぬ状況もあるわけですから、この時期だからこそ、早期に点検等の計画を立てていただきたい、このように申し上げておきます。

それから、いま一つ、実住小学校の給食用エレベーターの改修工事が繰越明許費になったという説明があったわけですねけれども、いつからエレベーターが使いなくなっているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

**○教育部長（土屋武志君）**

エレベーターにつきましては、まだ使えますが、点検等を行った結果として、非常に脆弱になっているので改修をとということで、そのための改修でございます。

**○丸山わき子君**

早めの点検で対応するというので、分かりました。

給食の食缶等、エレベーターが使いなくなったときには階段で子どもたちが持ち上げなきゃいけないということで、対応策は研究されていますか。

**○教育部長（土屋武志君）**

丸山議員のご指摘のとおり、子どもたちが運ぶことになってしまうと余計な負担がかかりますので、そうならないようにということでの今回の工事ですから、今のところ、そこまでは行っていませんので、今回改修することによって全部解消されるというふうに考えております。

**○丸山わき子君**

分かりました。

次に、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算について。

これも先ほど来、質問がございましたが、政府が5月末までマイナポイント申請期間を延長するというので予算計上になったと思うんですけども、5月末までの申請延長によって交付率はどのぐらいを見込んでいるのでしょうか。

**○市民部長（中込正美君）**

今現在といいますか、2月末の申請率は68.9パーセントですので、この程度の交付率になることを予想しております。

**○丸山わき子君**

68.9パーセントということで、八街市が一生懸命にやっている状況が見えてきているわけですけども、しかし、あくまでもマイナンバーカード取得は任意であるということと、政府が5月まで延長したということで、マイナンバーカードの申請手続きをなささいよというコマーシャル等をテレビで見て、高齢者も焦って対応されるんじゃないかと思います。

先ほどもちょっと話がありましたけれども、2万円の現金がもらえるんだと理解されている高齢者の方もいるようです。そうではないですよということも、きちんと教えてあげなければならない。カードを使用しない高齢者が、手続きをしたけど、お金がもらえなかったと言っている、そんな話もあるわけですから。カードは任意の取得で、実際こういう制度なんですよという、丁寧な対応策が必要だと思いますし、個人情報が出るという不安が一方ではあるわけですから、決して強制的な対応はしない、このことを強く求めておきたいと思えます。

次に、コロナワクチンの問題ですけども、先ほどの説明の中で、集団接種については状況により対応しますという説明を頂いたわけなんですけど、この間、集団接種を受けてきた方は約2割いらっしゃるわけですね。約2割の方は集団接種しているようなので、様子を見るのではなくて、やはり集団接種したいという市民の方がいらっしゃるわけですから、最初から集団接種という対応をすべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**○健康子ども部長（井口安弘君）**

これまでは短期間に多くの方に接種していただくということで、医療機関での接種と集団接種を組み合わせましたけれども、今後は国の方針もございまして、できる限り医療機関での接種に移行してきているという状況がございまして、そういったことがありまして、基本的には医療機関で接種していただくということなんですけど、もちろん短い期間で多くの人がやろうとすれば、どうしても医療機関だけでは無理な場合もございまして、いろいろな状況がありますので、そういった場合には集団接種につきましても検討していきたいと考えております。ただ、今回計上させていただいた予算の中で、予防接種の部分についても予算の方を計上しておりますので、必要があればやっていきたい。ただ、基本的には国の方針に沿って医療機関の方でということを中心にしながら、補完するものとして、必要性があれば集団接種をやらせていただきたい、このように考えております。

**○丸山わき子君**

この間も医療機関で接種される方、集団接種される方がいたわけで、集団接種へ行った方が早めに接種できるとか、いろいろ、その方の生活実態や状況に応じて変わってくるかと思うんです。希望する方が全て困らないように、接種を受けられる体制をきちんととっていただきたい。

このことを申し上げて、私の質問を終わりにいたします。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○新見 準君**

議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算、補正予算書9ページ、マイナポイント事業費の委託料に関しては、啓蒙というか、宣伝費とか、そういったものも含まれているのでしょうか。マイナンバーカードを作りましょうという宣伝とか、そういったことは含まれていますか。

**○総務部長（片岡和久君）**

今、総合保健センターのロビーで実施している、ポイントを取得する支援業務だけになります。

**○新見 準君**

そうすると、マイナンバーカードを作る伸び率というのはどうなのでしょう。ぐっと伸びるということは考えづらいと思うんですけれども、もうちょっと予算をつけてもよかったですかなと思います。政府は今度は5万円、低所得者に助成金を出すと言っています。それを速やかに出せるように、マイナンバーカードの普及を頑張っていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○教育部長（土屋武志君）**

先ほど小高議員のご質問のところちょっと曖昧な部分がありましたので、お答えさせていただきます。

今回は、先ほどの木内議員のご指摘のとおり、受信盤の不具合が起こったと。受信盤本体の不具合ですので、各配線には影響が今のところ及んでいないので、火災受信盤の本体の工事ということになります。

**○市長（北村新司君）**

先ほど木村由希子議員がマイナンバーカードのセキュリティーについて、大変心配なさっておりましたので、補足答弁させていただきます。

実は、個人情報の利活用については国民の理解が得られるよう、国として分かりやすく丁寧に説明すること、そして情報連携、セキュリティーに対する経費については十分な財政措置を国で講じるようにということで、全国市長会で決議しておりますので、報告いたします。

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、議案第19号、令和4年度八街市一般会計補正予算について、討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第19号の討論を終了いたします。

次に、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算について、討論を許します。討論はありませんか。

京増藤江議員、反対討論ですか。

○京増藤江君

はい。

それでは、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論をいたします。

令和5年5月末までに延長されたマイナポイントの申請期限に向け、これまでの申請体制を継続するとし、マイナポイント事業費404万5千円、社会保障・税番号制度関連事務費411万6千円、合計816万1千円を補正予算に計上しております。

政府は2022年度末までに全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせることに固執し、マイナポイント事業などに約2兆円の予算をつぎ込んできましたが、申請数が伸びている一方、カード交付の通知はしたけれども受け取りに来ない、申請はしたが受け取りを拒否するなどの交付取りやめ件数は令和4年10月から令和5年1月20日までの約4か月で合計1千23万件にも上っています。

厚生労働省は、マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせ、紙の保険証を廃止し、国民がマイナンバーカードを取得せざるを得ない状況をつくり出そうとしています。マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、カードを紛失した場合、国民はプライバシーの侵害など、多大な被害をこうむりかねません。紙の健康保険証の廃止が報じられて以降、保険証を人質にしたマイナンバーカード取得の強制は止めろとの運動が広がっているように、国民はマイナンバーカードの連携拡大を望んでいません。政府はマイナンバーカードに個人情報をひも付けて、情報が守られるのかという国民の不安に答えなければなりません。

台湾、韓国などでは一般データ保護規則GDPRをはじめ、個人情報を守るための忘れられる権利、つまり自分のデータの完全削除、消去、利用停止を求める権利、個人情報保護の扱いを自分で決定する権利が確立しています。また、フランスやデンマークなどでは個人情報の取扱いを監視する独立行政機関である個人データ保護局を設置し、民間・行政を問わず、データ利用を監視しています。このようにデジタル化、IT化が進む中、多くの国で国民のプライバシーを守るための法律や監督機関の整備が進んでいます。デジタル化の推進と個人



情報保護強化は一体であり、規制を弱めてデジタル化を進めようとする日本とは正反対です。

日本でもデジタル化を進めるならば今の個人情報保護法を見直し、忘れられる権利やプロファイリングを拒否する権利などを確立することが求められます。さらに、個人情報保護のガイドライン策定や監視・監督などを行う個人情報保護委員会の強化が求められています。それにもかかわらず、国民の不安を置き去りにしたまま、自治体に対しても地方交付金の分配においてマイナンバーカードの取得率を競わせています。ポイントや、その他の条件を付与しなくてもカードを取得したくなるマイナンバー制度につくり変え、デジタル化の推進が市民の福祉増進につながるよう求め、議案第20号の反対討論とします。

**○議長（鈴木広美君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（鈴木広美君）**

討論がなければ、これで議案第20号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第19号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（鈴木広美君）**

起立全員です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、令和5年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（鈴木広美君）**

起立多数です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和5年3月第1回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう、強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員及び執行部の皆様に申し上げます。この後、本会議終了後、3月31日をもって退職されます加曾利教育長より、退職にあたっての挨拶がありますので、自席にてお待ちください。挨拶終了後、休憩を取って、全員協議会を開催いたします。

長時間ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時21分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程

議案第19号及び議案第20号

提案理由の説明

2. 議案第1号から議案第15号及び議案第17号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議案第19号及び議案第20号

委員会付託省略、質疑、討論、採決

※日程第2の採決順（条例を先に採決します）

①議案第1号から議案第3号

②議案第17号

③議案第4号から議案第15号

議案第19号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第20号 令和5年度八街市一般会計補正予算について

議案第1号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

議案第5号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第7号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第8号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第9号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第10号 令和5年度八街市一般会計予算について

議案第11号 令和5年度八街市国民健康保険特別会計予算について

議案第12号 令和5年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第13号 令和5年度八街市介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和5年度八街市下水道事業会計予算について

議案第15号 令和5年度八街市水道事業会計予算について

議案第17号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 5年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 山 口 孝 弘

八街市議会議員 林 修 三